

(現行再交付申請書の様式)

利用調整地区立入認定証の再交付申請書

自然公園法第 16 条第 5 項の規定により、吉野熊野国立公園の西大台利用調整地区に係る立入認定証の再交付を受けたく、次のとおり申請します。

平成 年 月 日

吉野熊野国立公園 西大台利用調整地区 指定認定機関
上北山村商工会 会長 殿

申請代表者の住所：〒

電話番号：

申請代表者の氏名： 印

1 立入認定証の番号及び交付年月日	番号： 交付年月日：平成 年 月 日
2 立入認定証の亡失又は滅失の事情	
備考	

	再交付申請受理	審査結果
指定認定機関記載箇所 ※申請者は記載しないこと。		再交付年月日 平成 年 月 日 番 号

<再交付手数料の納付について>

※ 1人あたり 600 円の事務手数料を以下のいずれかの方法で納付すること。

- ・現金で、上北山村商工会へ直接納付
- ・上北山村商工会の指定する口座への振込（入金の際に要する費用は、申請者の負担となります）
<振込先> 郵便局 通常貯蓄貯金 口座名： 口座記号： 口座番号：

※ 再交付は、1名ごとに行ってください。

※ 納付した手数料は返金できません（悪天候、道路状況等による当日の立入りができない状況も含みます）。立入認定日当日に、奈良県道 40 号大台ヶ原川上線が通行止めの場合、所定の条件を満たせば、立入日の変更が可能です。

(現行認定証の様式)

表面

上北商工第	号
平成 年	月 日
殿	
上北山村商工会 会長	
西大台利用調整地区 立入認定証	
<small>自然公園法(昭和32年法律第161号)第16条第3項の規定に基づき、 以下のとおり立入りを認定します。</small>	
立入認定日: 平成 年 月 日	

裏面

上北商工第	号	
殿		
<table border="1"><tr><td>レクチャー受講印</td></tr></table>		レクチャー受講印
レクチャー受講印		
立入認定日: 平成 年 月 日		